

令和5年4月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,475

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 477,964

3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 17,538	富士市 69,088	袋井市・森町 27,956
伊東市 19,667	富士宮市 36,080	磐田市 44,804
熱海市 10,366	静岡市葵区 70,053	浜松市中区 64,387
伊豆市 8,546	静岡市駿河区 58,164	浜松市東区 35,320
伊豆の国市 13,420	静岡市清水区 65,233	浜松市西区 29,500
函南町 10,531	焼津市 37,699	浜松市南区 27,489
三島市 30,157	藤枝市 39,729	浜松市北区 25,438
清水町 8,663	牧之原市・吉田町 19,569	浜松市浜北区 26,644
長泉町 11,721	島田市・川根本町 28,697	浜松市天竜区 7,778
裾野市 13,830	御前崎市 8,486	湖西市 15,679
御殿場市・小山町 28,313	菊川市 12,315	
沼津市 53,922	掛川市 31,133	